

審査の結果の要旨

氏名 牧原 出

本論文は、著者の学問的処女作たる助手論文『『協議』の研究』（『国家学会雑誌』連載）を基礎に、その後15年に及ぶ研究活動で得られた新たな知見を加え、元の論文は原形を止めず、そのごく一部が取り入れられているにすぎない。初期の問題意識を保持しながら発酵する長い期間を待っての論文の完成は、昨今の短期間で仕込みすぐさま作品化する風潮に、あえて抗した形となり、熟成させる事の意義を感じさせる点で評価できる。

本論文は「調整」という概念を提示するにあたって、三つの学問的目論見を示唆した。第一は、日・米・英の行政学における「調整」という枠組みを明示的に捉えなおすこと、第二は、内閣制度創設に始まり現代にいたる日本の政治史を「調整」の観点から追究し、政治史と行政学さらには行政法学とのインターフェースを明らかにすること、第三は、ドイツの国家学や社会史に見られる概念史的整理を応用し、イギリス行政学から抽出した、「理論」と区別された、よりあいまいで両義性を持った「ドクトリン」としての「調整」概念を、アングロ・サクソン系の行政学のみならず、ドイツやオーストリアの行政学とも比較対照可能な分析枠組として検討していく。

本論文の第I章では、英・米・独・澳の「調整」の「ドクトリン」が、比較考察される。ここでは「ドクトリン」を「理論」とも「政策」とも区別しその生成の場としての諮問機関に注目している。第II章では、戦後日本の諮問機関に注目し、「調整」の「ドクトリン」を第一次臨時行政調査会（1964年）と、行政改革会議（1997年）の二つの事例において見出していく。その結果、いずれの事例からも、「総合調整」と「省間調整」の二つの「ドクトリン」が導き出されていく。

第III章では、第II章をうけて検討の視野を戦後からさかのぼり、明治期の内閣制度の創設から昭和期の戦時体制に至るまで、二つの「ドクトリン」が、日本の内閣制と省庁制の構造的特質を示していることを、通時的に史的検証を行う。内閣制度創設期における「調整」の現れ、政党内閣と「調整」の改革、そして総動員機関と「総合調整」の登場、と「ドクトリン」としての「調整」の

ダイナミズムを実証する。第IV章では、戦後日本における「調整」の変容の在り方を、河川法、水資源開発法の政治過程に即して分析する。そして再度、「ドクトリン」としての「調整」が行政改革会議とそれ以降の変化の中で結びつけられて論じられる。最終的に、本論文による「ドクトリン」の提示によって、第一に「ドクトリン」自体の分析、第二に「ドクトリン」から様々の分析上のパズルを引き出す科学的分析、第三に、「ドクトリン」の現実への応用、第四に著者がとった歴史的アプローチに、これからの課題が導き出される。

以上の本論文の主旨に対して、「ドクトリン」は概念というよりイメージではないのかとの疑問が出された。これに対して著者は、理論と政策の中間に「ドクトリン」が位置するからこそ、事柄の真否を説明しやすいと応答した。さらに理論のつもりでいても「ドクトリン」になりがちな“現実”をどう見るかとの疑問に対し、著者はアメリカの事例から、イデオロギーとアドボカシーと「ドクトリン」の関連性の中に“現実”を位置づけると応答した。それから「総合調整」ではない形でのリーダーシップが発揮された場合、どうなるか、諮問機関だけで行政学は成立するのではなく他にもあるのではないのかとの疑問が出された。著者は、前者には仕組みの改革の場合ならブレアの事例のように「官邸調整」という形に持ち込むことが可能であると補足し、後者には従来の行政学が、余りにも社会科学としての自立にこだわり理論化を急ぎすぎたので、あえて「ドクトリン」と諮問機関へスポットをあてることにより、歴史の世界において長い射程距離をとることで捉えなおすことに意味があると、自らの方法の独自性を強調した。

「ドクトリン」による「調整」を明治時代ばかり続けてきたのはなぜか、「ドクトリン」と言った途端に世の中の国民はどう変わるであろうかとの疑問に対し、著者は「調整」を事実上やっちゃっている時は、そもそも言葉にならないのではないか。「ドクトリン」はフィクションではない上に、理論のようにイデオロギー化しないので、国民は理論よりは「ドクトリン」を信用するのではないのかとの応答がなされた。「調整」という「ドクトリン」は、現実の行政の場合には、むしろポジティブではなくネガティブに働くのではないのかとの疑問に対し、著者は、その時点ではネガティブに捉えられがちであっても、長い目で見るならば、一般的にはポジティブに捉えられるから有効なのだと補足した。

以上に見られるように、審査の場では、大変活発な質疑応答が行われた。それは本論文が、4カ国にわたる欧米の行政学理論と現実を詳細に分析した上で概念を抽出したこと、さらに日本の政治史的事例について、近代史全体を鳥瞰する中で、明治から現代までのトピックスを取り上げて、これまた微細に考察したこと、この二点の特質により、これまでとは異なる言説空間が展開されたからである。審査委員はいずれも内在的にコメントをするために、本論文の全体

像や体系性を問題にせざるをえなかった。質疑応答の中でも必ずしも了解されるにいたらなかった箇所も存在する。しかしそれらは、本論文の有する、雄大な構想力とダイナミックな構成力、それに何よりも精密な理論的、実証的検討の成果を、少しも損なうものではない。

よって本論文は博士（学術）の学位請求論文として合格と認められる。